

令和 8 年 4 月 24 日	
第 1 回 事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する検討会	資料 1

事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する検討会 開催要綱

1 目的

高齢労働者の増加、急速な技術革新の進展等の社会経済情勢の変化を踏まえ、政府において、がん検診の推進等を通じた「攻めの予防医療」を進めることによって、健康寿命の延伸を図り、社会保障の担い手の拡大に取り組むこととされている。

労働者については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（以下「安衛法」という。）第 69 条の健康保持増進措置の枠組みを活用し、事業場における疾病の早期発見・早期治療の取組の強化を図るとともに、疾病の治療が必要な労働者が離職せずに働き続けられるよう、治療と就業の両立支援^{※1}につなげていく必要がある。

こうした一連の流れを円滑に進めていくため、安衛法第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づく「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号。以下「THP 指針」という。）」の在り方等を検討する。

※1 労働施策総合推進法（昭和 41 年法律第 132 号）の改正により、事業主に取組を努力義務化（令和 8 年 4 月 1 日施行）

2 検討内容

- （1）労働を取り巻く環境の変化を踏まえた THP 指針の在り方等について
- （2）その他関連する事項について

3 構成

- （1）本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- （2）本検討会には座長を置くこととし、本検討会の構成員の互選により選出する。
- （3）座長は、座長代理を指名することができる。
- （4）本検討会には、必要に応じて別紙に掲げる構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 検討会の運営

- （1）本検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開するものとする。ただし、個別事案を取り扱う場合においては、個人・法人情報の保護の観点等から、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断したときは、非公開で実施することができるものとする。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- （2）本検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室において行う。
- （3）この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する検討会
構成員名簿

- 漆原 肇 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
- 及川 勝 全国中小企業団体中央会常務理事
- 大須賀 穰 帝京大学臨床研究センター教授
- 岡村 智教 慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教授
- 亀澤 典子 公益社団法人全国労働衛生団体連合会専務理事
- 清田 素弘 日本商工会議所産業政策第二担当部長
- 鈴木 重也 一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長
- 高田 礼子 聖マリアンナ医科大学予防医学教室主任教授
- 立石清一郎 産業医科大学産業生態科学研究所災害産業保健センター教授
- 立道 昌幸 東海大学医学部客員教授
- 古井 祐司 東京大学未来ビジョン研究センターデータヘルス研究ユニット
特任教授
- 松岡かおり 公益社団法人日本医師会常任理事
- 武藤 繁貴 公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会理事
- 森 晃爾 産業医科大学名誉教授

(五十音順)